



2018～2019 年度

ライオンズクラブ国際協会 336-C 地区
第 1 回キャビネット会議

【審議事項】【報告事項】

日 時 ; 2018 年 7 月 20 日 (金) 15 : 00-19 : 00

場 所 ; ホテルグランヴィア広島 (3F 天平 A)

審 議 事 項

議長 地区ガバナー 長崎 孝太郎

1. 前キャビネットからの申し送り事項・承認の件

① ライオンズクエスト拡大事業に対する LCIF 助成交付金申請について

2018年4月27日「ライオンズクエスト拡大事業に対する LCIF 助成交付金申請書」を LCIF 人道支援プログラム課へ提出。2018-2020年度分の申請として、交付金 50,000 ドルを申請。同年5月4日付にて申請書が受理され、8月開催の LCIF 理事会にて審査予定。

② 「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金について

「新国連薬物乱用根絶宣言」(2009～2019年)の支援事業の一環として、国連決議による「6.26 国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を官民一体となって図り、併せて、内外における薬物乱用防止に資することを目的として、全国一斉に「ダメ。ゼッタイ。」普及運動が展開されている。336-C 地区においても前年同様、(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センターが実施する「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金に協力し、2018年7月23日(月)～2018年8月22日(水)までの1ヶ月間の募金をお願いした。

③ 「YCE」援助募金設置について

ライオンズクラブ各国のネットワークにより、青少年を対象に世界の人々との相互精神を培う機会としてホームステイが実施されている。

受入・派遣においては、相当するクラブには相当の負担となるため、次年度も各クラブに募金箱の設置をお願いしたい。

④ 第58回東洋・東南アジアフォーラム協力金について

2019年に開催される第58回 O S E A L フォーラムを広島市で開催することが決定した。

昨年度、第63回 336 複合地区年次大会においては、6,000円(正会員<子会員を除く>一人当たり)の協力金の拠出が承認されている。

従って2018-2019年度において、協力金は前期(2018年7月～12月)3,000円(正会員※)後期(2019年1月～6月)3,000円(正会員※)と2期に分けて、指定口座に納入されたい。

※二人目以降の家族会員(子会員)、および支部会員は除く

2. 地区緊急積立金規定並びに構成員承認の件…………… P.1-2

3. 地区献眼・献腎運動援助基金管理規定及び構成員承認の件…………… P.3-5

4. 地区 YCE 援助基金管理規定・構成員・援助基金申請書承認の件…………… P.6-10

5. 地区ライオンズクエスト援助基金管理規定・構成員・援助基金申請書承認の件…………… P.11-13

6. 地区名誉顧問会内規確認の件	P. 14
7. 次期地区役員、委員等選考要領確認の件	P. 15-20
8. 旅費規定承認の件	P. 21
9. 慶弔規定承認の件	P. 22
10. ガバナーズ・アワード審査基準承認の件	P. 24-26
11. 地区ガバナー並びに第一および第二副地区ガバナー候補推薦に関する内規 及び構成員承認の件	P. 27-36
12. 2018-2019 年度地区費会計・収支予算（案）承認の件	P. 37-38
13. 地区費会計取扱銀行承認の件	P. 39
14. 地区年次大会開催日時、場所確認の件	
開催日時： 2019 年 4 月 14 日（日）	
開催場所： 広島市（リーガロイヤルホテル広島）	

地区緊急積立金規定

1. 対象

援助の対象は地区において災害救助法が適用された災害、及びこれに準ずる国内の災害のうちから採択する。

2. 委員会構成

- (1) 委員は地区ガバナーが任命する。
- (2) 委員長1名、副委員長4名、委員若干名とする。
- (3) 委員長不在または事故があった時は、予め定めた順序に従った副委員長が代行する。

3. 緊急積立金

- (1) 緊急積立金資金は基金と援助引当金とに分ける。
この基金・援助引当金は地区ガバナーが保管する。
- (2) 基金の額は最低 1,000 万円とする。
- (3) 地区費、地区大会費の剰余金、または地区における行事などその他剰余金が生じた場合は、基金・援助引当金のいずれかまたは両者に繰り入れることが出来る。
- (4) 基金を超過する額、並びに基金より生じる利息は援助引当金に繰り入れる。

4. 運用

- (1) 定例委員会は年1回とし、第1回キャビネット会議の前後に開かれる。
委員の任期は委員長の任期と同じとする。
- (2) 支出に当たっては委員の3分の2以上の賛成を要する。
緊急を要する賛否の連絡は、電信電話によるものとし併せて文書でこれを確認する。
- (3) 会計年度における援助の総額は援助引当金の範囲内とし、援助額及び援助方法をその都度決定する。
但し、災害の程度に応じては基金の使用が出来るものとする。
- (4) 援助の発案は地区ガバナーが行うものとする。
- (5) 災害発生のクラブは、災害の状況を速やかに地区ガバナーに報告するものとする。
これらの報告、または他の地区よりの連絡等を考慮して委員会が審査する。
- (6) 災害の状況によって援助引当金のほか基金の使用等があり、3項2号の最低基金に不足が生じた時は、その不足額を補てんする為、地区大会の決議を経て会員に資金の拠出方を要請出来るものとする。
- (7) 委員会は地区費会計と同様の方法により、この基金の用途について地区監査委員の監査を受け、期末における残額を次期地区ガバナーに引継ぎをするものとする。
- (8) 退会者があっても緊急積立金は払い戻ししない。

付 則

1. この規定は1976年7月1日から施行。
2. この規定は1995年7月26日一部改正施行。
3. この規定は2008年7月12日一部改正施行。

地区緊急積立金委員会構成員(案)

委員長	長崎 孝太郎 (広島フェニックス)	地区ガバナー
副委員長	高橋 淳 (広島デルタ)	第一副地区ガバナー
副委員長	池原 堅 (福山久松)	第二副地区ガバナー
副委員長	秀浦 忠利 (広島フェニックス)	地区キャビネット幹事
副委員長	海老澤 孝公 (広島フェニックス)	地区キャビネット会計
委員	占部 智之 (福山松永)	1R RC
委員	夜船 博 (三原浮城)	2R RC
委員	平岡 敏祐 (呉ポート)	3R RC
委員	占部 卓 (宮島口)	4R RC
委員	花岡 隆之 (広島デルタ)	5R RC
委員	田部 眞一郎 (庄原)	地区大会参加・平和・ アラート委員長

地区献眼・献腎運動援助基金管理規定

(目的)

第1条 この規定は、336-C地区の献眼・献腎推進運動のため、地区に寄付された財産の管理運営を目的とする。

(資金の調達)

第2条 この基金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 寄付金
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) その他の収入

(資産の種類)

第3条 資産は、次の各号に掲げる基金及びその他の資産をもって構成する。

1. 基金
 - (1) 基金とすることを指定して寄付された資産
 - (2) 地区献眼・献腎運動援助基金管理委員会で基金に繰り入れることを決議した資産
2. その他の資産
前号に定める基金以外の資産

(資産の管理)

第4条 この資産の管理運用及び資金援助のために、地区献眼・献腎運動援助基金委員会（以下「委員会」という）を設ける。

1. 地区ガバナーは、委員会の定める方法により管理する。
2. 資産は、安全かつ有利な方法で運用しなければならない。
3. 基金はこれを処分し、または、担保に供してはならない。ただし、地区献眼・献腎運動推進事業遂行上やむを得ない理由がある場合は、全委員の3分の2以上の同意を得て、これを処分し、または、担保に供することができる。

(構成)

第5条 委員会は、委員長1名、副委員長4名、委員若干名をもって構成する。

(委員の委嘱)

第6条 1. 委員会の委員長には、地区ガバナーが当たり、副委員長、委員は委員長が委嘱する。
2. 委員長に事故があったときは、予め定めた順序に従った副委員長が代行する。

(任期)

第7条 委員会の委員の任期は、7月1日より翌年6月30日迄の1ヶ年とする。ただし、補欠により委嘱された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議決)

第8条 委員会の議決は、出席委員の過半数の賛成をもって行う。ただし、資金援助に関する議決は、全委員の3分の2以上の賛成を要するものとする。また、緊急、且つやむを得ない場合においては電話等により代行し、事後文書でこれを追認することができるものとする。

(資金援助)

第9条 この資金により、次に掲げるものに対して資金援助を行うことができる。

- (1) 地区献眼・献腎運動推進事業
- (2) 角膜及び腎臓の摘出・保存・移植に係わる調査研究に関するもの
- (3) 献眼・献腎に関する普及・啓発に係わる調査
- (4) その他前各号に掲げる趣旨と同等以上と認められるもの

(援助申請)

第10条 別に定める支援申請書に基づき、援助の申し込みを受けた地区ガバナーは当該年度の地区献眼・献腎運動を担当する地区委員会に諮問し、その答申を得なければ委員会に付議することができないものとする。

(会計年度)

第11条 会計年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(監査)

第12条 この基金については、地区監査委員の監査を受け、期末における残高は次期ガバナーに引き継ぐものとする。

付 則

1. この規定は1987年2月15日から施行。
2. この規定の制定により「地区献眼特別積立金特別会計」は「地区献眼運動援助基金特別会計」に移行。
3. この規定の一部を1994年4月10日改正施行。
4. 1994年4月10日の改正により「地区献眼運動援助基金特別会計」は「地区献眼・献腎運動援助基金特別会計」に移行。
5. この規定の一部を1995年7月26日改正施行。
6. この規定の一部を2007年7月21日改正施行。
7. この規定の一部を2008年7月12日改正施行。

地区献眼・献腎運動援助基金管理委員会構成員(案)

委員長	長崎 孝太郎 (広島フェニックス)	地区ガバナー
副委員長	高橋 淳 (広島デルタ)	第一副地区ガバナー
副委員長	池原 堅 (福山久松)	第二副地区ガバナー
副委員長	秀浦 忠利 (広島フェニックス)	地区キャビネット幹事
副委員長	海老澤 孝公 (広島フェニックス)	地区キャビネット会計
委員	占部 智之 (福山松永)	1R RC
委員	夜船 博 (三原浮城)	2R RC
委員	平岡 敏祐 (呉ポート)	3R RC
委員	占部 卓 (宮島口)	4R RC
委員	花岡 隆之 (広島デルタ)	5R RC
委員	永井 清之 (東広島あきつ)	地区糖尿病・献血・献眼・献腎・ 薬物乱用防止・環境保全・保健 福祉委員長

地区 YCE 援助基金管理規定

(目的)

第1条 この規定は、336-C地区の YCE 活動推進のため、地区に寄付された財産の管理運営を目的とする。

(資金の調達)

第2条 この基金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 寄付金
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) その他の収入

(資産の種類)

第3条 資産は、次の各号に掲げる基金及びその他の資産をもって構成する。

1. 基金

- (1) 基金とすることを指定して寄付された資産
- (2) 地区 YCE 活動援助基金管理委員会で基金に繰り入れることを決議した資産
- (3) 地区費、地区大会費の余剰金、または地区における行事などその他余剰金が生じた場合は、基金・援助引当金のいずれかまたは両者に繰り入れることができる。

2. 地区 YCE 活動援助資金

地区 YCE 活動援助基金管理委員会で援助資金に繰り入れることを決議した資産

3. その他の資産

前号に定める基金・援助資金以外の資産

(資産の管理)

第4条 この資産の管理運用及び資金援助のため、YCE 活動援助基金管理委員会（以下「委員会」という）を設ける。

1. 地区ガバナーは、委員会の定める方法により管理する。
2. 資産は、安全かつ有利な方法で運用しなければならない。
3. 基金はこれを処分し、または、担保に供してはならない。ただし、YCE 活動推進事業遂行上やむを得ない理由がある場合は、全委員の3分の2以上の同意を得て、これを処分し、または、担保に供することができる。

(構成)

第5条 委員会は、委員長1名、副委員長4名、委員若干名をもって構成する。

(委員の委嘱)

第6条 委員会の委員長には、地区ガバナーが当たり、副委員長、委員は委員長が委嘱する。

(任期)

第7条 委員会の委員の任期は、7月1日より翌年6月30日迄の1ヶ年とする。ただし、補欠により委嘱された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議決)

第8条 委員会は過半数の出席をもって成立し、議決は出席委員の過半数の賛成をもって行う。ただし、緊急、且つやむを得ない場合においては電話等により代行し、事後文書でこれを追認することができるものとする。

(資金援助)

第9条 この資金により、次に掲げるものに対して資金援助を行うことができる。

- (1) 新旧ファミリーの開発
- (2) 来日学生の地区キャンプの対応
- (3) 派遣学生のオリエンテーションの充実
- (4) YCE 情報交換充実と対応
- (5) その他前各号に掲げる趣旨と同等以上と認められるもの

(援助申請)

第10条 別に定める支援申請書に基づき、援助の申し込みを受けた地区ガバナーは当該年度の地区 YCE 活動を担当する地区委員会に諮問し、その答申を得て管理委員会に付議するものとする。

(会計年度)

第11条 会計年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(監査)

第12条 この基金については、地区監査委員の監査を受け、期末における残高は次期ガバナーに引き継ぐものとする。

付 則

1. この規定は1996年7月1日から施行。
2. この規定は1998年4月12日一部改定施行。
3. この規定は2007年7月21日一部改定施行。
4. この規定は2008年7月12日一部改定施行。
5. この規定は2012年7月7日一部改定施行。

地区 YCE 援助基金管理委員会構成員(案)

委員長	長崎 孝太郎 (広島フェニックス)	地区ガバナー
副委員長	高橋 淳 (広島デルタ)	第一副地区ガバナー
副委員長	池原 堅 (福山久松)	第二副地区ガバナー
副委員長	秀浦 忠利 (広島フェニックス)	地区キャビネット幹事
副委員長	海老澤 孝公 (広島フェニックス)	地区キャビネット会計
委員	占部 智之 (福山松永)	1R RC
委員	夜船 博 (三原浮城)	2R RC
委員	平岡 敏祐 (呉ポート)	3R RC
委員	占部 卓 (宮島口)	4R RC
委員	花岡 隆之 (広島デルタ)	5R RC
委員	中村 元 (広島可部)	地区 YCE・国際関係 委員長

YCE 援助基金の管理ならびに配分方法等に関するルール

「募金の管理について」

- ① 援助金箱の管理は、各クラブで行う。
- ② 各クラブの募金額で5月末・11月末で集計し、翌月5日までに集計額をキャビネットの指定口座に振り込んでください。
(振込料は各クラブ負担にてお願いします)
- ③ 各クラブから振り込まれた募金は、キャビネットにて管理します。

振込先

広島銀行 八丁堀支店 普通 3403825
ライオンズクラブ国際協会336-C地区
キャビネット会計 海老澤 孝公

「募金の配分について」

- ① 夏・冬の受入生、派遣生とも1名につき10万円を目処にそれぞれの担当クラブに配分する。(募金額、基金残高とで調整)
- ② 基金残額状況により地区YCE・国際関係委員会で協議の上、援助金額・使途等についても検討していく。

「募金活動の意義と周知」

- ① 地区YCE・国際関係委員は、ZC/RCとの連携をとりYCE基金の意義と目的をしっかりと各クラブに伝え自主かつ活発な支援活動につながるよう周知を図る。

※YCE援助基金については、各クラブのアクティビティとしての募金活動をお願いいたします。

(2016年11月25日第2回キャビネット会議承認)

地区YCE受入れルールについて

1. 現、次期ZCと現、次期地区YCE委員が受入れクラブを選定する。
2. 受入れゾーンの順番は次の表の通りとする。

受入時期	受入予定人数	受入れゾーン						
		1R1Z	1R3Z	2R2Z	3R2Z	4R2Z	5R2Z	5R3Z
2016年夏期	7名	1R1Z	1R3Z	2R2Z	3R2Z	4R2Z	5R2Z	5R3Z
2016年冬期	5名	1R3Z		2R2Z	3R2Z	4R2Z	5R2Z	
2017年夏期	7名	1R1Z	1R2Z	2R1Z	3R1Z	4R1Z	5R1Z	5R3Z
2017年冬期	5名	1R1Z		2R1Z	3R1Z	4R1Z	5R3Z	
2018年夏期	7名	1R2Z	1R3Z	2R2Z	3R2Z	4R2Z	5R1Z	5R2Z
2018年冬期	5名	1R2Z		2R2Z	3R2Z	4R2Z	5R1Z	
2019年夏期	7名	1R1Z	1R2Z	2R1Z	3R1Z	4R1Z	5R2Z	5R3Z
2019年冬期	5名	1R3Z		2R1Z	3R1Z	4R1Z	5R2Z	

以降、続く。

3. YCE生の人数により調整する。
4. 最近の実績に基づき調整する。
5. 受入ゾーン全クラブで受入クラブの資金(費用)の援助をする。

地区ライオンズクエスト援助基金管理規定

(目的)

第1条 この規定は、336-C地区のライオンズクエスト活動推進のため、地区に寄付された財産の管理運営を目的とする。

(資金の調達)

第2条 この基金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 寄付金
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) その他の収入

(資産の種類)

第3条 資産は、次の各号に掲げる基金及びその他の資産をもって構成する。

1. 基金

- (1) 基金とすることを指定して寄付された資産
- (2) 地区ライオンズクエスト活動援助基金管理委員会で基金に繰り入れることを決議した資産
- (3) 地区費、地区大会費の余剰金、または地区における行事などその他余剰金が生じた場合は、基金・援助引当金のいずれかまたは両者に繰り入れることができる。ただし、上限金額は50万円とする。

2. 地区ライオンズクエスト活動援助資金

地区ライオンズクエスト活動援助基金管理委員会で援助資金に繰り入れることを決議した資産

3. その他の資産

前号に定める基金・援助資金以外の資産

(資産の管理)

第4条 この資産の管理運用及び資金援助のため、ライオンズクエスト活動援助基金管理委員会（以下「委員会」という）を設ける。

1. 地区ガバナーは、委員会の定める方法により管理する。
2. 資産は、安全かつ有利な方法で運用しなければならない。
3. 基金はこれを処分し、または、担保に供してはならない。ただし、ライオンズクエスト活動推進事業遂行上やむを得ない理由がある場合は、全委員の3分の2以上の同意を得て、これを処分し、または、担保に供することができる。

(構成)

第5条 委員会は、委員長1名、副委員長4名、委員若干名をもって構成する。

(委員の委嘱)

第6条 委員会の委員長には、地区ガバナーが当たり、副委員長、委員は委員長が委嘱する。

(任期)

第7条 委員会の委員の任期は、7月1日より翌年6月30日迄の1ヶ年とする。ただし、補欠により委嘱された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議決)

第8条 委員会は過半数の出席をもって成立し、議決は出席委員の過半数の賛成をもって行う。ただし、緊急、且つやむを得ない場合においては電話等により代行し、事後文書でこれを追認することができるものとする。

(資金援助)

第9条 この資金により、次に掲げるものに対して資金援助を行うことができる。

- (1) ライオンズクエストの普及促進を図る
- (2) ライオンズクエストセミナーの開催
- (3) ワークショップ研修プログラムの定着
- (4) その他前各号に掲げる趣旨と同等以上と認められるもの

(援助申請)

第10条 別に定める支援申請書に基づき、援助の申し込みを受けた地区ガバナーは当該年度の地区ライオンズクエスト活動を担当する地区委員会に諮問し、その答申を得て管理委員会に付議するものとする。

(会計年度)

第11条 会計年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(監査)

第12条 この基金については、地区監査委員の監査を受け、期末における残高は次期ガバナーに引き継ぐものとする。

付 則

1. この規定は2014年7月1日から施行。

地区ライオンズクエスト援助基金管理委員会構成員(案)

委員長	長崎 孝太郎 (広島フェニックス)	地区ガバナー
副委員長	高橋 淳 (広島デルタ)	第一副地区ガバナー
副委員長	池原 堅 (福山久松)	第二副地区ガバナー
副委員長	秀浦 忠利 (広島フェニックス)	地区キャビネット幹事
副委員長	海老澤 孝公 (広島フェニックス)	地区キャビネット会計
委員	占部 智之 (福山松永)	1R RC
委員	夜船 博 (三原浮城)	2R RC
委員	平岡 敏祐 (呉ポート)	3R RC
委員	占部 卓 (宮島口)	4R RC
委員	花岡 隆之 (広島デルタ)	5R RC
委員	高橋 卓也 (府中中央)	地区LCIF・ライオンズクエスト・青少年健全育成 委員長

地区名誉顧問会内規

1. 目的
地区ガバナーの諮問に応え、地区運営の円滑化を図ることを目的として、336-C 地区に複合地区会則第21条による地区名誉顧問会を設ける。
2. 資格
主として前・元地区ガバナー
3. 構成
 - (1) 地区名誉顧問
前・元地区ガバナー
 - (2) 議長
複合地区会則第21条により原則として前地区ガバナーを任命する。
前地区ガバナーに支障ある場合は、新たに地区ガバナーが任命する。
地区名誉顧問会議長は複合地区会則第17条によりキャビネット構成員となる。
 - (3) 地区特別顧問
地区ガバナーは元国際理事を地区特別顧問に委嘱し、地区名誉顧問会等において、地区運営の助言を求めることができる。
4. 任務
地区ガバナーの諮問に応える。
5. 運営
 - (1) 会議
 - (イ) 地区ガバナーの要請により議長が招集し、主宰する。
 - (ロ) 出席者は地区ガバナーの要請する地区名誉顧問ならびに地区ガバナー、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナー、キャビネット幹事、キャビネット会計、および地区ガバナーの要請する者。
 - (ハ) 議長は議事録を作成し、地区ガバナーに報告するとともに必要な事項をキャビネット会議に報告する。
 - (2) 経費
会議に要する経費は、キャビネットにおいて地区一般会計収支予算に計上する。
ただし飲食に関する費用は登録料とする。
 - (3) その他
上記のほか必要な事項はキャビネット幹事が措置する。
6. 内規の改廃
本内規の改廃はキャビネット会議の決議による。

2007年11月17日制定・施行

2009年7月18日改定

2015年5月15日改定

2016年5月19日改訂

2017年5月19日改訂

次期地区役員・委員等選考要領(案)

次期地区役員・委員等は、第一副地区ガバナーが自ら人選し、地区ガバナー就任時に任命する事が原則である。但し、第一副地区ガバナーが人選困難な役職については、現キャビネットの組織を通じ、推薦方を依頼する事が出来る。その手順は次の通りとする。

1. 第一副地区ガバナーはキャビネット会議で、地区ガバナー立候補者届出書が正式に受理されるのを待って、地区ガバナーと連名で、次の文書をリジョン・チェアパーソン宛てに発送する。
 - ① 次期地区役員・委員等の指名
 - ② 次期地区役員・委員等の推薦依頼尚、就任時の資格については、別添のMD 3 3 6 運営マニュアル記載事項を厳守とする。
2. リジョン・チェアパーソンは、リジョン内の地区名誉顧問、地区役員・委員等の出席を求めて、リジョン会議を開き、
 - ① 次期地区役員・委員等を指名する文書を、ゾーン・チェアパーソンを通じ、関係クラブに送り、協力を要請する。
 - ② 次期地区役員・委員等の推薦依頼は、内容を確認し、
 - (イ) 次期ゾーン・チェアパーソン候補の推薦については、別途ゾーン・チェアパーソンにゾーン内の最適任者を推薦するよう依頼する。
 - (ロ) その他の役職については、リジョン内の最適任者を推薦する為協議し、リジョン・チェアパーソンが取りまとめる。
3. 次期ゾーン・チェアパーソンの推薦について、ゾーン・チェアパーソンがゾーン内の地区名誉顧問、地区役員・委員、クラブ会長等を集め、意見を求めても良いが、最適任者を選ぶ為クラブローテーションにはこだわらない様にする。
4. リジョン・チェアパーソンは2月末日までに、推薦書を取りまとめ、指名に対する確認と共に第一副地区ガバナーに送付する。
5. 第一副地区ガバナーは上記文書を受け、検討の上、次期地区役員・委員等予定者を内定する。

以上

2007年11月 17日 全文改正

2009年 7月 18日 改正

2015年 7月17日 改定

2017年 7月18日 改定

2018年 7月 日

20 年 月 日

__R リジョン・チェアパーソン
殿

ライオンズクラブ国際協会 336-C 地区
地区ガバナー _____
第一副地区ガバナー _____

次期地区役員・委員等の指名確認と推薦についてのお願ひ

拝 啓 益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

今般開催されたキャビネット会議において、第一副地区ガバナー _____
(R Z _____ ライオンズクラブ) が次期地区ガバナー候補者として確認され
ました。また次期地区役員・委員等選考要領が決まり、この要領に基づき、次期地区
役員・委員等の第一副地区ガバナーによる指名の確認と、その他の役職についての貴
リジョンよりの推薦を頂くことになりました。よろしくお願ひします。

敬具

記

1. 貴リジョン内で指名した役職名

リジョン・チェアパーソン	名
ゾーン・チェアパーソン	名
委員長	名
FWT リジョン・コーディネーター	名
委員	

2. 貴リジョン推薦の役職名

リジョン・チェアパーソン	名
ゾーン・チェアパーソン	名
委員長	名
FWT リジョン・コーディネーター	名
委員	

3. 提出書類	指名・推薦名簿
	推薦書
	推薦状
	就任承諾書

4. 提出期限 20 年 月 日 ()

5. 提出先 次期キャビネット事務局宛

ライオンズクラブ国際協会 336-C地区

地区ガバナー _____ 殿

第一副地区ガバナー _____ 殿

__R リジョン・チェアパーソン

署名 _____

2017年～2018年度地区役員・委員を下記の通り推薦いたします。

__R 指名・推薦名簿

役職名	氏名	所属クラブ名
R・リジョン・チェアパーソン		
R1Z・ゾーン・チェアパーソン		
R2Z・ゾーン・チェアパーソン		
R3Z・ゾーン・チェアパーソン		
委員長		
FWTリジョン・コーディネーター		
委員		
委員		
委員		
委員		
委員		

◎あらかじめ氏名の記入してある役職は、第一副地区ガバナーによる指名です。

_____ R リジョン・チェアパーソン _____ 様

2019～2020 年度 336-C 地区役員(委員)

推 薦 状

2019～2020 年度 ライオンズクラブ国際協会 336-C 地区

_____ R _____ として、当クラブ理事会の承諾を得て

_____ を推薦致します。また、就任以後当

クラブとして、当該役職の活動を支援いたします。

20 年 月 日

_____ R Z _____

_____ ライオンズクラブ

会長
(署名)

幹事
(署名)

会計
(署名)

2019～2020 年度 336-C 地区役員(委員)

就 任 承 諾 書

所属クラブ	ライオンズクラブ		
ふりがな			
氏 名			
	生年月日 (西暦)	年	月 日

ライオン歴 年度 経歴 ライオンズ受賞歴

～		
～		
～		
～		
～		
～		
～		
～		
～		
～		
～		

自 宅	住所	〒		
	TEL		FAX	
	E-mail		携帯電話	
勤 務 先	名称			
	役職			
	住所	〒		
	TEL		FAX	
	E-mail			

20 年 月 日

私は、_____を承諾します。

自 署 _____